

## 2-2-⑦ 京都府北部地域の広域図書館連携を推進する

### □図書館における京都府北部広域連携の考え方

京都府北部5市2町（舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町並びに与謝野町）は、「京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会」を設置し、圏域内に中心となる都市を設けない対等型の連携により、圏域全体の経済成長や生活関連機能サービスの向上等を図り、持続可能な経済・生活圏の形成を目指しています。

人口減少等の課題が顕在化する中、それぞれの市町が単独で課題解決を図るのではなく、5市2町を1つの30万人都市圏とし、各市町の強みを生かした「水平連携」による課題解決のための取り組みを進めています。

図書館に於いても、各市の図書館が専門性の高い資料を収集する場合、各市が連携し、補完しあうことで、一つの市では収集しきれないような、より高度な専門書を分担収集で整備することが可能となります。

また、各市の図書館を広域都市圏の住民は誰でも利用可能とすることにより、京都府立図書館等からの相互貸借での貸出よりもスピード一に図書資料の提供が可能となります。

「選択と集中、分担と連携」により、北部5市2町の図書館が、あたかも一つの市の図書館としての機能を備えることを目指し、取り組みを進めます。

### □図書館広域連携のこれまでの実績と課題

#### (1) 実績

- ・連携都市圏の住民は誰でも各図書館の図書貸出券を取得でき、図書等の貸出しを直接受けることが出来るサービスを開始しています。

#### (2) 課題

- ・各市町の図書館システムが統一されていないため、他市町の図書館で借りた図書等は、その市の図書館に直接返さなければなりません。（居住地の図書館で返すことが出来ません）
- ・各市の図書館間での図書運搬システムが未構築です。（リクエストや返本など物流）

### □ 各市図書館の状況

自治体名	1人当 貸出点数	1人当 蔵書冊数	職員正 (司書) 非正規	人口	館数	貸出点数 個人	購入冊数	蔵書数 (平成30年)
舞鶴市	4.0	3.1	5(4)21	83,972	5	337,092	2,406	261,822
福知山	7.8	3.6	7(1)33	79,095	4	623,143	12,111	295,155
綾部市	4.2	2.6	2(1)3	34,046	1	143,488	3,036	88,601
宮津市	7.9	9.1	3(2)7	18,324	1	145,026	9,147	166,819
京丹後市	5.0	5.2	2(2)18	55,944	6	281,406	5,926	292,104
与謝野町	5.6	5.6	1(1)5	22,256	3	125,715	2,454	123,953
伊根町	13.3	11.1	0(0)4	2,143	2	28,459	245	23,834
合計(平均)	(5.7)	(4.2)	20(11)91	295,780	22	1,684,329	35,325	1,252,288

### □図書館広域連携による今後の共同施策のイメージ

- 広域圏内でMARCを統一し、ネットワーク全館の蔵書リストを検索して表示する。
- ネットワーク全館のインターネット予約ができ、各図書館間の貸借本は、共同物流便の配達ルートに乗せて毎日配達する。返却ポイントも限定せず各館へ復帰させる。
- 1枚のカードで5市2町の図書館が利用できるようにする。各市分館も含めたい。
- 図書やデータベースや図書館システムの規模拡大した共同発注で費用低減化できる。  
装備（カバーやICチップ）費用についても、費用低減化する先例が多い。
- 図書資料の共同選書は、効率的な複本の持ち合い、見計らい選書方式も可能にする。
- 各市採用の正規専門職員の人数に限界があり、年度任用の専門職採用が図書館運営の成否の鍵となる。経験値などバランスの良い職員配置構成を長期に涉り維持するためには、広域行政による図書館司書専門職の共同採用・研修育成は有効策になる。
- 同様に、京都北部地域では、文科省が進める学校図書館への学校司書の配置が遅れている。各市教育委員会では導入実現が難しい状況がある。これについても広域行政で専門職を採用し、研修育成し、適所に配置する体制が実現できると効果的だ。
- 固定配置になりがちな専門職員が広域採用され、定期的な配置再編が伴うことは、図書館機関の経験知の共有化を図り、図書館組織全体の有機的な成長をうながす。

※MARCとは、機械で自動判読出来る書誌情報で、これを共通化することで、資料の管理や検索、貸借状況の把握が簡便になります。また、分類や装備などの作業が省力化され、経費削減します。

※舞鶴市での今後の「図書広域連携具体化」参考資料として、「舞鶴市図書館基本計画資料編」に、図書館基本計画審議会資料とした先進他市事例を整理した。

- 「先例：長野県諒訪広域図書館情報ネットワークすわズラー」
  - ・6市町村のMARC統一
  - ・全域図書館予約システム
  - ・予約本配送システム
  - ・全域図書館ワンカード

## ◆ 参考資料：京都府北部地域連携都市圏ビジョン（平成27年）

### □ 5市2町の広域連携のあり方

**5市2町の広域連携のあり方**

それぞれの市町が、単独で全ての機能を維持・確保していくことは困難。  
各地域の強み・個性を活かしながら、連携と協力により役割分担と機能強化を図り、  
京都府北部が一つの30万人都市圏として経済・生活圏を形成し、圏域全体の活性化を図ることが必要不可欠。

観光  
産業  
公共交通  
教育  
医療  
定住促進  
公共施設

観光  
産業  
医療  
教育  
公共交通  
公共施設  
公共交通

広域的相互利用を見据えた図書館等の整備など  
圏域全体を1時間以内で往来できる交通ダイヤの形成、  
都市圏と圏域を結ぶ高速鉄道網の誘致促進など

### □ めざす将来像：人口減少を克服し、未来への希望を紡ぐ連携都市圏

**30万人連携都市を目指して**

- あたかも一つの中核市のように、**京都府北部地域で一つの経済・生活圏を形成**
- 圏域内の人々の快適で安心な暮らしを確保し、**持続可能な地域社会の形成**を図る

都市圏に求められる機能	本圏域の目指すべき姿（イメージ）	必要となる連携の視点
圏域全体の経済成長	地域産業の活性化、圏域における安定した雇用機会の創出を実現	✓ 圏域全体として地域価値の発信・向上を目指す
高次都市機能の確保・充実	医療・福祉・教育・交通等の充実した質の高い居住環境を圏域全体で実現	✓ 7市町の個性・特徴を活かしつつ、役割分担や相互連携・補完を促進する
生活関連機能サービスの向上	主要な都市機能へのアクセスを確保し、若者や子育て世代にも魅力ある生活圏を実現	✓ 公共交通ネットワーク等により各資源等を結びつける

### □ 圏域づくりの基本方針

- (1) 7市町の個性・特徴の尊重
- (2) 徹底的な情報共有と総合調整機能の確保
- (3) 相互補完型連携の推進
  - ・本圏域には、連携中枢都市圏のような中核的都市が存在しないため、これまでにない新たな連携の仕組み（=連携イノベーション）が必要。
  - ・このため本圏域独自の取組として、各市町が強みを持つ事業を相互に補完する形で圏域内の他の自治体が参加できるようにすることで、施策効果の最大化と行政コストを低減させる。
- (4) 多様な主体性との協働
- (5) 持続可能な都市圏づくり

### □ “北の京都” 七つ星プロジェクト

- I 海の京都DMOプロジェクト
- II 地域産業活性化プロジェクト
- III 地域人材環流プロジェクト
- IV 京都北部U Iターンプロジェクト
- V 行政サービスシームレス化プロジェクト
  - ・各市町が有する子育て支援施設や図書館等の文化施設、体育館等のスポーツ施設の相互利用や機能分担、多角的な利用により住民の利便性を向上させる。また、生涯学習の相互乗り入れを行う等、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図る。
- VI リダンダシー機能強化プロジェクト
- VII 地域交通ネットワーク高度化プロジェクト

## 2-3-① 「教育基本法」「図書館法」と図書館の社会的使命

### □社会的な使命から生まれた図書館の役割

図書館は、なんのために必要か、なぜ公共がサービスをするのか。この命題はその時の、時代の状況や要請にあわせて、教育政策、文化政策、情報政策、都市政策など**市民的共感と財政的裏付けが得られる役割**の説明に展開され、複合的で曖昧に捉えられています。

#### ①教育政策としての図書館の役割

なぜ図書館が必要であるか、法的根拠として教育基本法に書かれています。めざすべき社会の実現の手段は教育であり、生涯学び続ける国民の存在にあるというわけです。

この教育基本法の下、社会教育法や図書館法に、目的でなく手段概略が記されています。

#### ②情報政策としての図書館の役割

情報化社会が幕を開け、ITC技術習得が公平な社会の実現に不可欠となったとき、広く市民が技術や情報を取得する支援が世界の図書館の新しい役割となりました。混迷の社会を生き抜く情報インフラとしてそれぞれの課題解決支援に期待が持たれています

#### ③まちづくり政策や社会包摂としての図書館の役割

図書館の求心力や広場性は本質的な魅力役割です。本や物や人に出会うことを通して、「個人が学び変わる」という教育の本義を超えて、帰属する社会の過疎化や中心市街地の課題やコミュニティ再生手法として、「魅力的な広場・図書館」の役割が期待されます。

### □社会にとって「人づくり」の重要性を示唆する法律の体系

#### □教育基本法（制定時原文）

公布 1947年(昭和22年)3月31日  
施行 1947年(昭和22年)3月31日

##### 前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしても個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

##### 第1条【教育の目的】

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

##### 第2条【教育の方針】

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

##### 第3条【教育の機会均等】

- 1 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

##### 第7条【社会教育】

- 1 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

#### □図書館法（この法律の目的）

##### 第一条

この法律は、社会教育法の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

##### （定義）

##### 第二条

- 1 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の法人が設置するものをいう。

#### □文部科学省 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

##### 一 趣旨

- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

##### 二 設置の基本

- 1 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等の連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 3 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収藏能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

##### ※役割の典拠となる法令：

- ・図書館に触れている法令は、図書館法、社会教育法、教育基本法へと遡ることができます。
- ・教育政策として、教育機関としての図書館の位置づけは教育基本法に確認できる。
- ・情報政策、まちづくり政策としての図書館の位置づけ、法的根拠が明文化された法律は見あたらない。

##### ※日本の図書館の法的根拠：

- ・なぜ図書館が日本社会に必要であるかを、明文化した法律は、教育基本法の前文、第1条、第2条、第3条と考えてよい。
- ・なぜ地方自治体が図書館を整えなければならないかを、記した法文は、同法第7条に確認することができる。

## 2-3-② 文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

### □図書館の設置及び運営上の望ましい基準

図書館の設置と運営の基本原則については、文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日改正）に、くわしい記載があります。

それぞれの地域の実情や、その自治体がめざすサービス目標によって、方策や経費に違いはあっても、守り努めるべき基本原則として、舞鶴市図書館の計画で参考にすることができます。図書館基本計画の検討協議に先だち、あらためて「告示」を確認しておきます。

#### 一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

#### 二 設置の基本

- 1 市は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、**市の全域サービス網の整備に努めるものとする**。
- 3 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、**適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする**。

#### 三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、**司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする**。
- 2 市立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、**地域の実情に即した運営に努めるものとする**。

#### 四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

※守り努めるべき基本原則：

- ①市の全域サービス網の整備
- ②適切な施設、資料、職員確保が設置の基本としつつも、「運営の基本」については、地域の実情に即した運営をと、全国一律でなく、地方自治にふさわしい領域であることが示されている。



図書館開架室では、時に講演会やコンサートが開かれる。



青少年開架室は創作展示交流もあるラーニングコモンズとなる。

### 2-3-③ 日本図書館協会「公立図書館の任務と目標」

日本の公立図書館の任務と目標についての参考資料「達成すべき基準」を下敷きに、令和3年舞鶴市の人口7.8万人を採用し、基本計画目標想定数値を確認してみます。

#### ◆ 公立図書館の任務と目標

1989年1月 確定公表 2004年3月 改訂  
日本図書館協会図書館政策特別委員会

日本図書館協会は、1979年の総会において採択した「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」において、「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する」とこと、そして「この権利を社会的に保障することに責任を負う機関」が図書館であることを表明した。また、「すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない」とも述べており、われわれは、これらのことことが確実に実現されるよう、図書館サービスの充実に努めなければならない。

日本の公立図書館サービスは、1950年の図書館法によって「図書館奉仕」の理念を掲げはしたもの、その具現化には相当の年月を要し、ようやく1960～70年代に、『中小都市における公共図書館の運営』（1963年）,『市民の図書館』（1970年）を指針として発展の方向を見いだした。図書館を真に住民のものにしようという意欲的な図書館員の努力、読書環境の整備充実を求める住民要求の高まり、それを受け止める自治体の積極的な施策と対応によって、図書館サービスは顕著な発展を遂げてきた。

1980年代になると、いわゆる行政改革により、図書館はつくっても十分な職員を配置せず、その不足を嘱託、臨時職員などで補う自治体、さらには図書館法の精神に反して、公立図書館の管理運営を公社・財団等に委託するケースや司書を派遣会社に求める自治体が現れる。その上、1990年代には、生涯学習体系への移行、情報ネットワークの整備という、国の政策レベルの動向、さらには90年代以降構造改革、分権推進、規制緩和という政治や経済の動きを受けて、図書館経営に一段と複雑かつ厳しい様相が広がっている。

先に述べたとおり、すべての国民に図書館利用の権利を保障することは、民主主義国家においては必須の条件であり、それは公の責任で果たされなければならない。こうした観点から、地方自治体が無料公開の図書館を設置し、管理運営することは、欧米先進諸国においては19世紀半ばに確立された伝統である。日本は、いまだこの原理に則った近代図書館を整備する途上にある。今なお図書館をもたない町村が6割にも及ぶという事実があるし、先進的な市町村といえども、すべての住民のニーズに応えられるという域には遠く、あるべき図書館サービスは形成過程だと認識することが至当である。

もちろん、公立図書館の維持発展を図ることは、地方自治体及び地域住民の發意と責任に帰することであるが、「図書館事業の進歩発展を図り、わが国文化の進展に寄与する」という本協会の目的にてらして、協会会員の関心を喚起するとともに、それぞれの地域・職域における図書館サービス計画の立案に資することを願って、「公立図書館の任務と目標」を策定し公表することにした。

当初、この文書の策定は、公立図書館である以上、少なくともこのレベル程度の活動は、という「基準」を提起することを意図して始められた。しかし、「基準」といえば図書館法にいう基準との混同を招く恐れもあること、さらに「基準」という言葉には数量的なものが意識される傾向が強いので、この語を使用しないことにした。

すべての図書館が、この内容を達成し、さらに高いレベルの新たな目標を掲げ得る状況の速やかな到来を強く望むものである。

#### ◆ 図書館システム整備のための数値基準

公立図書館の数値目標について、旧版までは一委員の試案というかたちで掲載してきた。この間、日本図書館協会では「図書館による町村ルネサンス Lプラン21」（日本図書館協会町村図書館活動推進委員会著2001）を発表し、そこで公立図書館の設置と運営に関する数値基準を提案した。これは「日本の図書館1999」をもとに、全国の市町村（政令指定都市及び特別区を除く）の公立図書館のうち、人口一人当たりの「資料貸出」点数の多い上位10%の図書館の平均値を算出し、それを人口段階ごとの基準値として整理した上で提案されたものである。

そこで今回の改訂にあたっては、「Lプラン21」の数値基準を改訂するかたちで、「日本の図書館2003」によって新たに平均値を算出し、これをもとにした「数値基準」として提案することとする。

「目標値」としてではなく、達成すべき「基準値」としたのは、ここに掲げられた数値がそれぞれの人口段階の自治体において、すでに達成されたものであるからである。少なくとも図書館設置自治体のうち、10%の自治体にあっては住民がこの水準の図書館サービスを日常的に受けているのであり、住民にとって公立図書館サービスが原則的には選択不可能なサービスであることからも、ここで提案する数値はそれぞれの自治体において早急に達成されるべきものであると考えている。

なお、ここに掲げた「数値基準」は「日本の図書館2003」に基づくものであり、今後は最新版の「日本の図書館」によって算出された数値を基準にするものとする。

#### □システムとしての図書館

ここで掲げている数値は自治体における図書館システム全体を対象としたものである。自治体の人口規模や面積、人口密度等に応じて地域館や移動図書館を設置運営し、図書館システムとしての整備を進めていくことが必要である。

図書館の最低規模は、蔵書50,000冊 800m<sup>2</sup>

図書館が本文書で掲げるような図書館として機能し得るためにには、蔵書が5万冊、専任職員数3名が最低限の要件となる。このとき、図書館の規模としては800m<sup>2</sup>が最低限必要となる。これは地域館を設置する場合においても最低限の要件である。

※「分館」であれ、図書館として機能する最小規模として示されている。

◆ 達成すべき基準値の試算  
(舞鶴市の図書館システム全体)

[延床面積]

人口 6,900人	未満1,080m <sup>2</sup> を最低とし、
人口 18,100人	までは1人につき0.05m <sup>2</sup>
人口 46,300人	までは1人につき0.05m <sup>2</sup>
人口152,200人	までは1人につき0.03m <sup>2</sup>

**舞鶴市(人口7.8万人)の場合  
全市での資料と職員と施設の基準値**

→ [延床面積] 4,000m<sup>2</sup> (市民交流部分を除く)  
5.13m<sup>2</sup>/市民100人

$$\begin{aligned} & 1,080 + ((18,100 - 6,900) \times 0.05) + ((46,300 - 18,100) \times 0.05) \\ & + ((78,000 - 46,300) \times 0.03) \\ & = 1,080 + 560 + 1,410 + 951 \\ & = 4,001 \end{aligned}$$

☆2025年人口73,818人試算では 3876m<sup>2</sup> 5.25m<sup>2</sup>/市民100人  
☆2035年人口63,428人試算では 3564m<sup>2</sup> 5.62m<sup>2</sup>/市民100人

[蔵書冊数]

人口 6,900人	未満67,270冊を最低とし、
人口 18,100人	までは1人につき3.6冊
人口 46,300人	までは1人につき4.8冊
人口152,200人	までは1人につき3.9冊

→ [蔵書冊数] 36.7万冊  
4.71冊/市民1人

(近年先進事例と比べると小さい数字となっている。)

$$\begin{aligned} & 67,270 + ((18,100 - 6,900) \times 3.6) + ((46,300 - 18,100) \times 4.8) \\ & + ((78,000 - 46,300) \times 3.9) \\ & = 67,270 + 40,320 + 135,360 + 123,630 \\ & = 366,580 \end{aligned}$$

☆2025年人口73,818人試算では 350,270冊 4.75冊/市民1人  
☆2035年人口63,428人試算では 309,749冊 4.88冊/市民1人

[開架冊数]

人口 6,900人	未満48,906冊を最低とし、
人口 18,100人	までは1人につき2.69冊
人口 46,300人	までは1人につき2.51冊
人口152,200人	までは1人につき1.67冊

→ [開架冊数] 20.3万冊

近年、公開書庫/準開架を含めて  
公開30万冊が推奨される事も多い。

$$\begin{aligned} & 48,906 + ((18,100 - 6,900) \times 2.69) + ((46,300 - 18,100) \times 2.51) \\ & + ((78,000 - 46,300) \times 1.67) \\ & = 48,906 + 30,128 + 70,782 + 52,939 \\ & = 202,755 \end{aligned}$$

☆2025年人口73,818人試算では 195,771冊  
☆2035年人口63,428人試算では 178,420冊

[資料費]

人口 6,900人	未満1,000万円を最低とし、
人口 18,100人	までは1人につき796円
人口 46,300人	までは1人につき442円
人口152,200人	までは1人につき466円

→ [資料費] 4600万円/年間  
590円/市民1人

$$\begin{aligned} & 10,000,000 + ((18,100 - 6,900) \times 796) + ((46,300 - 18,100) \times 442) \\ & + ((78,000 - 46,300) \times 466) \\ & = 10,000,000 + 8,915,200 + 12,464,400 + 14,772,200 \\ & = 46,151,800 \end{aligned}$$

☆2025年人口73,818人試算では 44,202,988円 599円/市民1人  
☆2035年人口63,428人試算では 39,361,248円 621円/市民1人

[年間増加冊数]

人口 6,900人	未満5,574冊を最低とし、
人口 18,100人	までは1人につき0.32冊
人口 46,300人	までは1人につき0.30冊
人口152,200人	までは1人につき0.24冊

→ [年間増加冊数] 25,000冊/年間

$$\begin{aligned} & 5,574 + ((18,100 - 6,900) \times 0.32) + ((46,300 - 18,100) \times 0.30) \\ & + ((78,000 - 46,300) \times 0.24) \\ & = 5,574 + 3,584 + 8,460 + 7,608 \\ & = 25,226 \end{aligned}$$

☆2025年人口73,818人試算では 24,222冊/年  
☆2035年人口63,428人試算では 21,729冊/年

[職員数]

人口 6,900人	未満6人を最低とし、
人口 18,100人	までは100人につき0.025人
人口 46,300人	までは100人につき0.043人
人口152,200人	までは100人につき0.041人

→ [職員数] 34人

市民2.3千人/専任職員1人

$$\begin{aligned} & 6 + ((18,100 - 6,900) \times 0.025/100) + ((46,300 - 18,100) \times 0.043/100) \\ & + ((78,000 - 46,300) \times 0.041/100) \\ & = 6 + 2.8 + 12.126 + 12.997 \\ & = 33.923 \end{aligned}$$

☆2025年人口73,818人試算では 32,208人  
市民2.3千人/専任職員1人  
☆2035年人口63,428人試算では 27,948人  
市民2.3千人/専任職員1人

◇コメント

※図書館政策重視の度合いによって、自治体が掛ける歳費と体制は二極化しつつあり、その図書館政策成果も二極化している。

※図書館政策重視の自治体では図書館ネットワークの施設群の総面積は、左記の基準値を大きく超え、中央館の再整備にあたり、人口規模には無関係に、基準が無意味であるかのように格段に大きな施設を造っている。

人口同規模の中央図書館近例では、開架規模/中央館面積

- ・安城市：34.0万冊/6810m<sup>2</sup>
- ・日進市：19.8万冊/6100m<sup>2</sup>
- ・南相馬：28.2万冊/5400m<sup>2</sup>
- ・東松山：15.8万冊/5210m<sup>2</sup>
- ・犬山市：14.8万冊/4960m<sup>2</sup>
- ・君津市：33.6万冊/4900m<sup>2</sup>
- ・八千代：13.8万冊/4860m<sup>2</sup>
- ・守山市：20.7万冊/4170m<sup>2</sup>
- ・田原市：31.3万冊/3970m<sup>2</sup>
- ・大府市：24.9万冊/3650m<sup>2</sup>
- ・塩尻市：20.1万冊/3290m<sup>2</sup>

塩尻市図書館+市民交流センター全体は11890m<sup>2</sup>  
(開架規模は公開書庫含む)

※図書館政策投資の成果は一義的には貸出し冊数といわれてきた。そして、貸出し数が資料費増減と相關していることが、統計研究で明らかになり、その最低基準を、左の計算式で明らかにしている。

舞鶴市立図書館では、年間に、4600万円の資料費と2.5万冊の新しい資料補充が必要であると算出されている。

レファレンスや多様な図書館の利用への展開が、資料提供から生じる市民からの信頼に始まることも、先例の証明するところとなっている。

※現状の図書館運営では、(奉仕対象人口) / (専任職員+非正規雇用職員)というチーム体制で必要人員を確保している。

※舞鶴市HP人口動向分析では、図書館再編完了の2025年推計では73,818人に減少している。基準値試算は将来縮小後人口値はどうなるか?という意見も行政WGよりあり、2035年減少人口の計算値とともに☆印で併記した。

◎これに対する審議会意見は①未確定な人口縮小を前提とする検討への異議、②専門性を発揮できる開架規模(30万冊論)を担保する計画の重要性が再度強調された。

## 2-4-① 図書館サービスの到達目標を想定する

### □舞鶴市図書館はどのようなレベルの図書館サービスを目指すか

市民に必要にされる図書館サービスを現実のものにするには、豊富な資料、優れた職員、好ましい施設、そして必要な経費の4要素が重要なことが、先進他市の研究でわかります。

これらの、資料、職員、施設、そして予算をどう計画するかは、どのようなサービスを到達目標とするかによって決まります。それは「図書館サービスの到達指標」と呼ばれ、それぞれの自治体が、住民の要望、まちの将来を考えながら策定しています。

そのための予測に必要なのは「市民がどのくらい資料を求めて利用するか」を仮定することで、まず本の「市民一人当たり年間貸出の数値」が基本となります。

#### ① どのくらいの本・資料が貸し出されるか

舞鶴市民は、図書館をどのくらい利用するようになるでしょうか。その仮説は、

- ・新鮮で役に立つ資料が、豊富に用意されているか
- ・資料・情報にくわしい司書がいて、親切に役に立つ案内をしてくれるか
- ・施設は入りやすく、使いやすく、ゆとりをもって作られているか
- ・図書館の位置は行きやすいところか、駐車場や駐輪場が十分に用意されているか
- ・図書館サービス網は形成されているか、遠い方々につながっているか

というサービスの基盤構造によって、左右されることとは言うまでもありません。

なかでも大切なのが、どこに住んでいる市民でも同じように資料を利用できる「図書館サービス網が確立していること」と「資料・職員の状態」です。その条件が十分満たされると、一般的に言って市民の3人に1人がまず本を借りる利用者であり、やがてサービスが拡大浸透するにともなってそれが50%となり、超えていきます。これは活発なサービスをしている公立図書館の実績に照らして、十分可能な目標であることは自明なところです。

舞鶴市の図書館統計では、現在、市民一人当たりの貸出冊数は3.70冊ですが、このたびの計画では、他の進んだ自治体の現在を目標に別表の「利用予測」を立てました。

図書館の貸出利用者が1ヶ月に何冊図書館の本を借りているかは、全国的にほぼ共通していて、年に20~24冊（大人も子どもも合わせた平均）というのが一般的です。これを舞鶴市の計画では、登録者1人当たりの貸出冊数を15~16冊としてみました。そして、将来の人口の伸長を安全側に合わせて利用の到達目標を立てました。

- ・当初目標値：貸出密度の全国平均値 5.5冊を、開館5年程度で超えたいとします。
- ・中期目標値：貸出密度の先進図書館達成値に、開館10年程度で到達したいものです。

表1<利用の到達目標>		近い将来 5年後	将 来 10年後
①人口		78,000人	
②人口（市民）1人当たり貸出冊数	現状×1.8倍	6.5冊	現状×2.7倍 10冊
③個人貸出登録者数	登録率 50%	39,000人	登録率 65% 50,700人
④年間貸出冊数	総数	507,000冊	780,000冊
	登録者1人当たり	13冊	15.4冊
⑤必要な開架貸出図書冊数	開架 17万冊	169,000冊 (3.0回転)	260,000冊 27万冊 (3.0回転)
⑥必要な年間購入冊数	開架資料 BM資料 (7年更新)	25,000冊/年	28,300冊/年 BM資料 (7年更新)
⑦貸出登録者数の年間来館総数		608,000人/年	791,000人/年
⑧年間延来館者数		790,400人/年	1,028,300人/年
⑨1日当たり全市の来館者数 (年間開館日数280日)	平 日 土・日	2,117人/日 4,234人/日	2,756人/日 5,512人/日
⑩中心図書館への来館者総数 (全市の図書館利用者の70%と想定)	平 日 土・日	1,482人/日 2,964人/日	1,929人/日 3,858人/日

	□近年の舞鶴図書館の利用統計		全館	東西館のみ	全館	貸出者当り	市民1人当り
	総人口	延貸出者数	登録者数	登録率	貸出冊数	冊/人	貸出密度
2019年令和1年	79,886人	101,619人	30,033人(37.6%)	354,775冊	3.5冊/人		
2020年令和2年	78,911人 (市内) (市外)	79,947人 79,040人 907人	29,060人 28,675人(36.3%) 385人	293,015冊 291,691冊 1,324冊	冊/人 3.69冊/人 冊/人	3.70冊/市民	

※仮説策定の順序は、

- ①個人貸出登録率の目標設定
- ②貸出登録者の年間貸出冊数の目標設定
- ③貸出から開架資料数の設定
- ④必要な開架資料規模の設定
- ⑤開架系環境の規模面積算定
- ⑥準開架、閉架、BM書庫の設定と組み立ててゆきます。

※サービスの指標としては、量の成長が質の深化の前段に認められると先例研究から知られている。

量の面としては、登録者数、レファレンス数ほかがあるが、貸出冊数が、比較検証する指標として有効であると考えられてきた。

※広域な市域を有する自治体の図書館計画では、

- ・学校図書館の充実（人配置と資料充実）と公共図書館との連携が、全市登録率や貸出密度など「サービス指標」を押上げることが知られている。
- ・君津市では、BMが保育園や小学校を巡回（夏休みは学童に切替え）して、7~12歳の登録率は100%。中高生や20代のほとんどにBMや中央館の利用経験があり、市内の好きで訪れる場所アカートに図書館が上位ランクインしたという。

#### ※舞鶴市の図書館の現状

- ①人口は令和3年の78000人とし、最小人口値が継続すると仮定。
- ②は 3.70冊/市民1人・年間
- 小中学校児童生徒の登録利用、BMによる遠隔地利用者の開拓で2倍そして3倍にしてゆく。
- ③は 28,675人、登録率36.3%
- ④は 291,691冊、（令和2年度）

#### ※計画表で

- ⑥は 開架の1/7で 24,300冊
- 小中学校支援、BM資料で +1,000~3,000冊/年
- ⑦は 右頁の論法試算による。
- ⑧は ⑦の1.3倍とする。

※図書館では、開架図書の他に基本的な参考図書、地域・行政資料が必要となる。左開架冊数にこれらを加算して合計の開架冊数規模を試算する。

※世帯当たり人数：2.32人(R1)  
2.30人(R2)

※(R1)の人数と冊数は市外を含むので貸出密度は概数

※(R2)延べ貸出者数は市外含みなので実質貸出冊数は不明。

## ② どのくらいの来館者がやってくるか

次に、どのくらいの市民が図書館に来館するかを試算します。

本を借りるために登録して貸出カードを受ける市民は、人口を78,000人として39,000人～50,700人ですが、これらの人たちは、平均月に1.3回（地域のサービス・ポイント含む）へ出かけて来ると考えます。1年で延べ61～79万人です。1日の来館者は280日開館として

$$61\sim79\text{万人} \div 280\text{日} (\text{年間開館日数}) \approx 2,173\sim2,825\text{人}/\text{日}$$

$$2,173\sim2,825\text{人}/\text{日} \times 6\text{日} = 13,038\sim16,950\text{人}/\text{週}$$

本を借りる全市市民は、週に13,038～16,950人と予想されます。土・日の休日には、普段の2倍以上になることが統計からみて分かっていますから、平日の1日あたりでは1,630～2,120人となり、休日にはその2倍の3,260～4,240人となる計算です。中央図書館への一日の来館者予想人数は、この数字の70%であろうと予想しています。

もちろんこの数字は、さきに述べたように市民の望む、役に立つ図書館サービスが十分に提供されることと、図書館サービス網がしっかりと形成されていて、どこに住んでいる市民も等しく図書館サービスを受けられるようになっていることを前提にしています。また、小中学校図書館が充実して、直接間接に公共図書館が応援できている状況を考えています。

そしてこれは借りる市民の数で、このほかに、本は借りないけれども図書館に来るという利用者は、本を借りる人の2分の1、少ないところでも3分の1になっています。舞鶴市の場合控えめに見て1.3倍とすると、市民の図書館利用予測は「表1」のようになります。

また、この利用を支える資料についても数値を出してみます。

## 2-4-② 必要な開架や収蔵資料の整備目標を想定する

目標とする貸出冊数は、当初の50万～78万冊ですが、この貸出を支えるために開架図書がどれくらい必要かは、＜開架図書が何回転して貸し出されるか＞によって考えました。これまでの統計の結果は、開館当初は開架図書も新しいので5～6回転しますが、やがて一般的には3～4回転程度となります。つまり約50万冊の貸出を支えるには、17万冊程度の本が開架室に必要になってくるのです。

また、これらの開架図書を新鮮で魅力のある状態に保つためには、少なくとも、毎年1／5～1／7程度の新規購入図書が必要となります。そして、開架図書としての役目を終えたものは、これまでの図書館ではすべて閉架書庫に収めるのが一般でした。舞鶴市では、この開架からはずした図書の内から、頻度は低いけれどまだ当分市民の利用があると思われるものを＜準開架資料＞として、さらに5～10年の間、市民の利用しやすいスペースに配架することを考えます。その規模は10万冊とし利用拡大に対応します。

そこで今回の計画は、近い将来の利用に対応できるように、新中央図書館の開架資料数は「表2」のように17万冊、さらに全市的なサービスに3.6万冊と考えました。

※図書館サービス施策の投資対効果を説明する形が米国にあり、日本でも使われてきた。図書館で本を無料で借りられる利益に着目する論法。調べレフアレンスや、思いがけない発見や出会い、時間と場の享受などコスト換算できない効用も大きいのだが。

### ※施策の投資対効果の検証

舞鶴市民は一年間に自分で買わずに51→78万冊の本を読めるので家計支出を節約できることになる。  
1,700円（平均単価）×51万冊=8.67億円  
1,700円（平均単価）×78万冊=13.3億円  
・図書館歳費（現状3620万円）を、3倍の10,860万円に増額を仮定で、差益は7.58億円→12.2億円となる。

・現状貸出257,800冊で4.38億円。差益は、4.02億円（市民1人5,153円）  
・将来の投資対効果は上記試算で市民1人当たりへの還元は9,718円→15,640円/市民となる。  
・舞鶴市の平均世帯人数2.33人から一世帯当たりへの還元は22,643円→36,441円/世帯となる。

・舞鶴市民の新図書館への投資は、図書館歳費を3倍に増額しても、市民への利益還元が、現状の1.88倍→3倍に増益することがわかる。

・更に、毎年の資料費は消費されずに資料群に形を変え、次世代の市民に向けた「積立貯金」のように財産として蓄積される。

**表2 <資料計画の目標>**

舞鶴市新中央図書館  
想定冊数(案)

		<参考>人口同規模の先進図書館基本計画による資料計画			※明朝：基本計画冊数 ゴチ：現在の蔵書数		
		君津市立中央図書館	塩尻市立中央図書館	南相馬市立中央図書館	80,600冊	211,200冊	
開 架 書 庫	一般・青少年	120,000冊	117,000冊 150,200冊 YA 5,500冊	87,000冊 開架+閉架蔵書 292,238冊	80,600冊 開架+閉架蔵書 211,200冊		
	児童	30,000冊	21,000冊 36,100冊	40,000冊 90,256冊 紙芝居2,761点	20,000冊 59,500冊 紙芝居2,363点		
	参考図書	5,000冊	10,000冊 1,900冊	ビジネス10,000冊 外國語7,000冊	5,000冊	3,235冊	
	地域・行政資料	10,000冊	20,000冊 17,500冊	郷土資料10,000冊 古田文庫7,000冊	25,946冊	20,000冊 12,660冊	
	視聴覚資料	10,000点	20000タイトル	12,000冊 DVD 3885点 AV 9271点	23,000タイトル	14,266点	
	電子資料	相当数	コミック3,000冊 コミック700冊	相当数	相当数	相当数	
	新聞	30紙	252紙	15紙	地図253点 30紙 玩具362点 絵画283点	30紙 玩具362点 絵画283点	
	雑誌	400誌	5,858冊	400誌	400誌 雑誌307誌 25,198冊	400誌 雑誌307誌 25,198冊	
開架小計	開架系 <170,000冊>	171,000冊 222,200冊	171,000冊 上記冊数が 開架閉架冊数	150,000冊 180,000冊	上記冊数が 開架閉架冊数		
準開架	26万冊 <100,000冊>	94,000冊 83,500冊	63,000冊	106,000冊	106,000冊		
閉 架 冊 数	地域・学校・施設などへのサービス	40,000冊 <44,000冊> 4,000冊 将來増設可能で	5,000冊 5,000冊	10,000冊	35,000冊	4,300冊	
	閉架書庫	100,000～200,000冊	242,000冊 収蔵庫28,000冊 110,000冊	66,000冊	300,000冊 整理7,000冊	342,000冊	
	小計	144,000～244,000冊	115,000冊	200,000冊	598,000冊	411,201冊 371,900冊	
総計	414,000～514,000冊	540,000冊 420,700冊 (2020統計)	434,000冊				
活動現況		○予約38700件/年 ○相談8380件/年 ○貸出4,2万冊 ○貸出密度10.7冊/冊 ○登録率79.5% ○人口8.8万人(2013) ○本館+分館支所6+B Mt33(2020) ○図書館歳費1.19億円、受入12,614冊/年 中央館資料費4055万円、受入10,821冊/年	○予約115929件/年 ○相談9361件/年 ○貸出68,0万冊 ○貸出密度9.9冊/冊 ○登録率46.3% ○人口6.7万人(2020) ○本館+分館8+記念館+学校校15 ○図書館歳費2.19億円、受入16,099冊/年 中央館資料費3600万円、受入9,820冊/年	○予約16565件/年 ○相談1681件/年 ○貸出33.3万冊 ○貸出密度6.35冊/冊 ○登録率54.3% ○人口6.1万人(2020) ○本館+分館2+B Mt34+学校校15-6 ○図書館歳費1.03億円、受入16,305冊/年 中央館資料費2835万円、受入14,051冊/年			
図書館システム・資料費							

## ◆ 類似規模の自治体で参考となる中央図書館の資料構成の計画（参考資料）

### □類似規模の中央図書館立ち上げに学ぶ資料構成の特色と購入準備

最近15年ほどに開館や計画準備のある、類似規模の自治体の中央館計画の資料計画では、①開架資料世界の大型化、  
②再整備に当たって、新聞雑誌・電子資料・視聴覚資料などへの重点化が見られ、基本計画に規模方針が示されています。  
また、新刊化や専門書の資料購入については、開館前の3カ年程をかけ、年次毎に再探索をして開館準備をしています。

	浦安市立 中央図書館 <small>※浦安市概要 平成29年度より</small>	調布市立 中央図書館 <small>※平成26年度版数字 で見る図書館活動 -概要と統計-より</small>	南相馬市立 中央図書館 <small>※(仮称)南相馬市新 図書館及び複合施 設基本設計より</small>	土浦市立図書館 <small>※土浦市新図書館 施設整備 コンセプトより</small>	新小牧市立 図書館 <small>※新小牧市立 図書館の 建設方針より</small>	多摩市立 新中央図書館 <small>基本計画検討資料(案)</small>
〈開架冊数〉	・一般図書 645,972冊 ・児童書 102,170冊 ・特殊資料(全市) 参考資料 13,932冊 地域資料 23,639冊 外国語資料 25,430冊 ・障がい者 ・視聴覚資料 ・行政資料 ・参考図書 ・地図 ・オンライン データベース ・新聞 ・雑誌 ・視聴覚資料 ・子ども資料 ・YA ティーンズ ・新聞・雑誌 ・地図 ・映像資料(DVD) 1,512点 (全市) ・地図(全市) 2,344点  (※以上、 開架+閉架冊数)  ※年間受入冊数 25,500冊  (収容力)	・成人図書 612,404冊 ・外国語図書 4,607冊 ・児童図書 130,804冊 ・外國語 児童図書 2,527冊 ・地域資料 45,737冊 ・映画資料 28,718点 ・視聴覚資料 18,950点  (※以上、 開架+閉架冊数)	[成人部門] ・成人開架 80,000冊 ・参考資料 10,000冊 ・地域行政 14,000冊 ・視聴覚資料 13,000タイトル ・雑誌 400誌 ・新聞 30紙  [児童部門] ・子ども開架 20,000冊 ・紙芝居 500タイトル ・視聴覚資料 1,000タイトル  [青少年部門] ・青少年開架 11,000冊	[成人部門] ・一般図書 73,000冊 ・文庫本 31,000冊 ・参考資料 37,000冊 ・地域資料 13,000冊 ・参考図書 10,000冊 ・視覚障害者 用資料 2,600点 ・外国語資料 9,000冊 ・音声資料(CD) 5,000点 ・映像資料(DVD) 5,000点 ・新聞 24紙 ・雑誌 320誌  [地域館機能] ・一般図書 参考図書 児童書 児童図書 32,000冊 ・ティーンズ 7,000冊 ・雑誌 150種 ・新聞 10紙 ・視聴覚資料 18,000点 ・障がい者 サービス 2,000点  [中央館機能] ・専門図書 50,000冊 ・地域行政 11,000冊 ・多言語図書 15,000冊 ・雑誌 150種 ・新聞 30紙	[地域館機能] ・一般図書 参考図書 児童書 児童図書 32,000冊 ・ティーンズ 7,000冊 ・雑誌 150種 ・新聞 10紙 ・視聴覚資料 18,000点 ・障がい者 サービス 2,000点  [中央館機能] ・専門図書 50,000冊 ・地域行政 11,000冊 ・多言語図書 15,000冊 ・雑誌 150種 ・新聞 30紙	・一般成人 開館時:142,000冊 収容力:180,000冊 (多文化資料・ 漫画を含む)  ・参考図書 開館時: 6,000冊 収容力: 12,000冊  ・地域行政資料 開館時: 15,000冊 収容力: 18,000冊  ・児童書 開館時: 30,000冊 収容力: 40,000冊  ・ティーンズ 開館時: 4,000冊 収容力: 8,000冊  ・障がい者 サービス資料 開館時: 3,000冊 収容力: 5,000冊  ・新聞・雑誌 開館時:200タイトル 20紙 収容力:300タイトル 30紙  ※(視聴覚資料) (開館時: 6,000点) (収容力: 12,000点)
開架中計	約400,000冊	約200,000冊	135,000冊 +14,500タイトル +400誌+30紙	173,000冊 +12,600タイトル +320誌+24紙	161,000冊 +20,000点 +300種+40紙	開架小計 (※抜き) 開館時: 20万冊 収容力: 約25万冊 目標実数: 30万冊
〈資料部門冊数〉	・閉架 230,000冊 ・地域資料 70,000冊		[準開架部門] ・準開架 100,000冊 [閉架部門] ・下層階収容 100,000冊 ・上層階収容 200,000冊 [地域奉仕部門] 35,000冊	閉架収蔵能力 360,000冊	[地域館機能 中央館機能] ・各資料及び 雑誌、新聞の バックナンバー 含む 319,000冊	・団体貸出室 地域奉仕書庫 現状 : 65,000冊 収容力: 30,000冊  ・閉架書庫 開館時:130,000冊 収容力:270,000冊
閉架中計	約300,000冊	約400,000冊	435,000冊	360,000冊	319,000冊	閉架系小計 開館時:195,000冊 収容力: 300,000冊 (増設余地の検討)
中央館合計	811,143冊 +30,577点 +315誌+41紙	796,079冊 +47,668点	570,000冊 +14,500タイトル +400誌+30紙	533,000冊 +12,600タイトル +320誌+24紙	479,000冊 +20,000点 +300種+40紙	開館時:395,000冊 収容力の目標 : 600,000冊

### 2-4-③ 舞鶴市図書館サービスの達成したい目標値

#### □中央図書館開館5年後、10年後にめざすサービス目標値

将来達成したい舞鶴市の図書館サービス目標値を考えます。人口同規模の先進図書館の指標と比較して、達成する為の施策の形を構想します。

中央図書館開館5年先の当初目標値、10年先の中期目標値の達成をめざします。

	開館5年後	開館10年後
①市民1人あたりの年間貸出冊数(貸出率)	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{人口}} = \frac{507,000 \text{ (冊)}}{78,000 \text{ (人)}} = 6.5 \text{ 冊/人・年}$ <small>現状 3.7冊/人・年</small>	$\frac{780,000 \text{ (冊)}}{78,000 \text{ (人)}} = 10 \text{ 冊/人・年}$
②登録率	$\frac{\text{登録者数}}{\text{人口}} = \frac{39,000 \text{ (人)}}{78,000 \text{ (人)}} = 50 \text{ %}$ <small>※東図書館、西図書館の登録者 現状 35%</small>	$\frac{50,700 \text{ (人)}}{78,000 \text{ (人)}} = 65 \text{ %}$
③登録者1人あたりの貸出冊数(実質貸出密度)	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{登録者数}} = \frac{507,000 \text{ (冊)}}{39,000 \text{ (人)}} = 13 \text{ 冊/人・年}$ <small>現状 7.63冊/人・年</small>	$\frac{780,000 \text{ (冊)}}{50,700 \text{ (人)}} = 15.4 \text{ 冊/人・年}$
④市民1人あたりの資料費	$\frac{\text{資料購入費}}{\text{人口}} = \frac{45,000,000 \text{ (円)}}{78,000 \text{ (人)}} = 577 \text{ 円/人・年}$ <small>現状 158円/人・年</small>	<small>※平均単価：装備込1700円/冊 ICチップ75円込で1800円/冊想定</small> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">           福知山市立図書館 ……299円/人・年            京田辺市立図書館 ……322円/人・年            南相馬市立図書館 ……517円/人・年            塩尻市立図書館 ……626円/人・年         </div> <small>『日本の図書館2020』より</small>
⑤市民1人あたりの蔵書冊数	$\frac{\text{蔵書冊数}}{\text{人口}} = \frac{270,000 \text{ (冊)}}{78,000 \text{ (人)}} = 3.46 \text{ 冊}$ <small>現状 3.4冊</small>	<small>開架17万冊+閉架10万冊</small> $\frac{470,000 \text{ (冊)}}{78,000 \text{ (人)}} = 6.03 \text{ 冊}$
⑥蔵書回転率	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{蔵書冊数}} = \frac{507,000 \text{ (冊)}}{270,000 \text{ (冊)}} = 1.88 \text{ 回}$ <small>現状 1.1回</small>	$\frac{780,000 \text{ (冊)}}{470,000 \text{ (冊)}} = 1.66 \text{ 回}$
⑦1日あたりの平均来館数	$\frac{\text{貸出者数}}{\text{開館日数}} = \frac{608,000 \text{ (人)}}{280 \text{ (日)}} = 2,171 \text{ 人/日}$ <small>現状 285人/日</small>	<small>登録者が月1.3回来館すると、39,000 × 1.3 × 12</small> $\frac{791,000 \text{ (人)}}{280 \text{ (日)}} = 2,825 \text{ 人/日}$
⑧1日あたりの平均貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{開館日数}} = \frac{507,000 \text{ (冊)}}{280 \text{ (日)}} = 1,811 \text{ 冊/日}$ <small>現状 933冊/日</small>	$\frac{780,000 \text{ (冊)}}{280 \text{ (日)}} = 2,786 \text{ 冊/日}$
⑨市民1人あたりの図書館運営費(資料費/光熱費/人件費等)	$\frac{\text{運営事業費}}{\text{人口}} = \frac{100,000,000 \text{ (円)}}{78,000 \text{ (人)}} = 1,282 \text{ 円/人}$ <small>現状 393円/人</small>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">           福知山市立図書館 ……1,171円/人            京田辺市立図書館 ……1,228円/人            南相馬市立図書館 ……2,046円/人            塩尻市立図書館 ……2,893円/人         </div> <small>『日本の図書館2020』より</small>